明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（文化庁三四～三七）　一
○温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数及び代替する係数を公表する件の一部を改正する件（経済産業・環境九）　九
○特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の規定に基づき、電気事業者ごとの特定排出者による他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数及び代替する係数を公表する件の一部を改正する件（同一〇）　二
○温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の規定に基づき、電気事業者ごとの調整後排出係数を公表する件の一部を改正する件（同一一）　三

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一四
特殊法人等
平成二十六年度日本放送協会貸借対照表及び損益計算書、中日本高速道路株式会社工事区間変更、税理士登録者、厚生年金基金解散・清算人就任関係　三三
地方公共団体
行旅死亡人関係　二六
会社その他
会社決算公告　三

告示

○文化庁告示第三十四号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十七年二月九日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十七年七月十四日

文化庁長官　青柳　正規

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　東京都千代田区永田町一丁目十番一号　国立国会図書館（館長　大滝則忠）

三　利用方法　「国立国会図書館デジタルコレクション」のコンテンツとして、以下の方法により利用する。

①　電子化した画像データを、「国立国会図書館デジタルコレクション」サーバに送信可能な状態で複製する。

②　利用者の求めに応じて、「国立国会図書館デジタルコレクション」サーバに登録した画像データを国立国会図書館の施設外において無償で閲覧に供するため、インターネットを通じて公衆送信する。

③　公衆送信された画像データを、利用者の端末において一時的に複製する。なお、利用者の意思に基づき送信された著作物をダウンロード、印刷等の方法により利用することは含まない。

右利用については、平成二十七年四月十八日から九年間を経過した後は利用を行えないものとする。

四　補償金の総額　一〇、〇八三円

（別表）

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

【利用方法】

(1)　電子化した画像データを、「国立国会図書館デジタルコレクション」サーバに送信可能な状態で複製する。

(2)　利用者の求めに応じて、「国立国会図書館デジタルコレクション」サーバに登録した画像データを国立国会図書館の施設外において無償で閲覧に供するため、インターネットを通じて公衆送信する。

(3)　公衆送信された画像データを、利用者の端末において一時的に複製する。なお、利用者の意思に基づき送信された著作物をダウンロード、印刷等の方法により利用することは含まない。

単位：円

著作物の題号	著作者名	著作物の種類	補償金額
山守	中島清	言語	49
橋本左内	西村文則／西村才介	言語	170
軍隊の側面	西村文則／西村才介	言語	170
新体軍人書翰	西村文則／西村才介	言語	170
解剖せる台湾	西村文則／西村才介	言語	170
大阪の将来	野村治一良	言語	25